

あおば支援学校 学校施設利用規則

1 開放の目的

この利用規則は、あおば支援学校開放事業実施要綱に基づき、地域住民及び地域の障害児・者団体の学習・文化・スポーツ活動などの振興に資するとともに、地域に親しまれる学校づくりを促進するため、学校施設開放に関して必要な事項を定める。

2 開放日時

学校施設の開放日は、毎月学校が指定する日とする。開放時間は平日(月)午後5時から午後7時、土曜日午前9時から午後9時、日曜日午前9時から午後7時とする。また、校長が必要と判断した場合は、開放日時を変更することができる。

3 利用手続き

- (1) 学校施設を利用する者（以下「利用者」という）は、学校施設を利用したいことを学校開放事業運営委員会事務局（以下「事務局」という）に電話（045-978-1161）で連絡し、学校開放事業運営委員会に「様式1 施設利用登録申請書」を提出する。

※登録申請は年度に一度のみとする。

- (2) 利用者は毎月の学校施設開放事業実行委員会利用調整会議に出席し、そこで翌月の利用調整を行う。
- (3) 実行委員会は利用調整会議で決まった利用予定表を事務局と各利用団体に提出する。
- (4) 利用者は、利用中止が決まった場合は直ちにその旨を実行委員会及び事務局に連絡する。

4 利用にあたっての注意事項

学校施設利用にあたって、利用者は次のことを遵守するものとする。なお、遵守されない場合は、施設管理者が、その利用許可を取り消すことがある。

- (1) 「様式2 施設利用者名簿」については、各団体で参加者の把握のために利用し、提示を求められた時に提出できるようにしておくこと。
- (2) 施設利用後は利用施設の清掃等を行い、「様式4 施設利用日誌」「様式5 施設利用後チェックシート」を事務室の施設管理員に必ず提出すること。
- (3) 学校施設内の指定された場所以外での飲食はしないこと。水分補給は適宜行うこと。
- (4) 学校敷地内は全面禁煙であるため喫煙はしないこと。
- (5) 学校施設内の備品については、利用後必ず原状に復すること。
- (6) ゴミはすべて持ち帰ること。
- (7) 学校施設またはその備品に損傷、損壊、滅失等あったときは必ず学校と実行委員会に報告すること。その際、学校へ「様式3 施設設備破損届」を提出すること。

(8) 照明や冷暖房を利用する場合は、利用料を納付すること。

施設名	区 分	単 位	金 額 (うち消費税相当分)
体育館	照明設備を利用	1回(2時間)	440円 (32円)
〃	冷房設備を利用	1時間	1,710円 (126円)
〃	暖房設備を利用	1時間	2,580円 (191円)
ふれあい図書コーナー	冷房設備を利用	1時間	360円 (26円)
〃	暖房設備を利用	1時間	540円 (40円)

*利用単位は、2時間までを1回とする。1回の開放につき2時間を超える場合、延長1時間毎に延長料金を徴収する。利用料は、送付される納付通知にて支払う。

(9)安全管理や健康管理に十分配慮すること。

附 則

この規則は、令和2年4月1日より実施する。

附 則

この規則は、令和2年12月22日より実施する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日より実施する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日より実施する。

附 則

この規則は、令和5年6月8日より実施する。